

# 一生涯を通した歯科保健対策の確立をめざして(12)

## 管内施設との連携による入所者の歯科保健管理

社団法人 富岡甘楽歯科医師会

入山久美子<sup>1)</sup> 松本裕美<sup>1)</sup> 上原友美<sup>1)</sup> 山田一江<sup>2)</sup> 村上裕美<sup>2)</sup>

平塚貴恵<sup>2)</sup> 飯ヶ浜一美<sup>2)</sup> 黒澤良介 茂木 裕 落合慶一

<sup>1)</sup>常勤歯科衛生士 <sup>2)</sup>非常勤歯科衛生士

### 1. はじめに

富岡甘楽歯科医師会は、診療部門として、休日救急診療、歯科訪問診療、心身障害者の歯科診療の3事業を特殊診療委員会が担当して実施している。心身障害者の歯科診療は、平成6年10月から、富岡甘楽口腔保健センター診療所において開始された。診療開始と同時に管内の各施設より受診希望があり、受診者数は年々増加している。その状況については、今年の歯科保健大会において「10年間の障害者(児)の治療状況について(第2報)」として報告した。

障害者歯科診療部門では、毎週水曜日の診療と並行して、平成7年から管内にある各施設で、年1回の歯科健診と歯科保健指導を行ってきた。歯科健診・歯科保健指導を通して、施設入所者の口腔内に変化がみられたことで職員の歯科保健への理解が深まり、より充実した歯科保健管理を継続して行うために、歯科医師会と施設との間で歯科保健管理契約を結んだ。その数は、平成11年から徐々に増え、現在は6施設となった。契約を結んだ施設の内訳は、身体障害者施設1、知的障害者施設1、特別養護老人ホーム1、指定介護老人福祉施設2、障害者福祉作業所1である。歯科保健管理契約を結ぶことにより、歯科衛生士が施設職員と協力して入所者の口腔内をきめ細かく管理することができる。今回この状況を報告する。

### 2. 各施設での口腔ケアの現状

施設へは歯科医師会の歯科衛生士と各施設担当の在宅歯科衛生士の複数で出向き、口腔ケア実施には施設職員も参加している。実施回数は施設により異なるが、月1回から2回を基本とし必要に応じて増やしている。口腔ケアの対象者は、各施設の希望や入所者の特徴を考慮して施設職員と相談して決めている。口腔ケア対象者の個人カルテを作成し、毎回口腔内の変化や指導内容、その日の体調等を記録し、口腔ケア終了後は担当職員とケアの内容及び次回までの課題等を確認して、歯科受診の必要な人、歯みがきに職員の介助が必要な人、自立だが声かけが必要な人、等に分け伝達している。

身体障害者施設では、手指の動き及び口唇・舌等の機能障害を持つ人が多いため、改良歯ブラシや電動歯ブラシの使用、自助ブラシなど道具の工夫をしている。歯みがきの方法も以前は歯磨剤をたくさん使用することがよいと勘違いして、歯ブラシに歯磨剤をたっぷりつけては少しみがき、すぐにうがいをする人が多く洗面台のいたるところに歯磨剤の塊が付着していた。現在は、歯ブラシだけで空みがきした後に歯磨剤をつけてみがく「ダブルブラッシング」の方法が定着している。残存歯が多い入所者の中にはむし歯予防のためフッ化物洗口を行っている人もいる。

知的障害者施設の入所者は、歯みがきに時間をかけることが出来ず、すぐに飽きてしまうため、ポイントを絞って指導している。口腔内を観察し歯肉炎やプラークの付着が顕著な部分を見つけ、その部分の改善ができるまで毎回同じ指導をしている。繰り返し同じことを行い、歯ブラシの動かし方を体で覚えてもらい、改善されたら次の問題点へと移るようにしている。同じ人でも精神的に不安定な時は前の指導が定着せず、最初からやり直しということもあり、粘り強く働きかける必要がある。

障害者福祉作業所は、家庭生活をしている障害者の通所施設で、園生は日中、作業所での軽労働をとおして社会参加を行い生活全般の自立にむけ頑張っている。生活の基盤が家庭にあるため口腔内の管理も比較的良好で、むし歯の治療よりも歯石除去等の定期管理が必要な場合が多い。歯科保健管理も保護者会から依頼があり、平成16年度から準備し平成17年度より開始した。家庭が協力的なことと、歯科衛生士が頻繁に関わることで口腔内の状況が飛躍的に改善した。適切な歯ブラシの選択とみがき方でブラッシング時の出血もなくなった。今では歯みがきのテクニックも健常者と変わらないほどに上達した。今後は、定期的な働きかけをつづけることと、福祉作業所での昼食後の歯みがきを定着させること、さらに若年者が多いため施設・家族の理解を得て、集団のフッ化物洗口が開始できたらと考えている。

特別養護老人ホームや指定介護老人保健施設などでは「口から食べることを目的に口腔ケアを行っている。すでにチューブの挿入がなされ経口摂取をしていない場合は、誤嚥性肺炎のリスクが高く、看護師と協力して吸引器などを使用しながら、より専門的な口腔ケアを行っている。高齢者施設の職員からの相談は、義歯関係が多く、症例別に手入れ方法や着脱の方法・義歯作成や修理のすすめ等を行っている。

### 3. まとめ

各施設ごとの特徴や口腔ケアの際に注意している点をのべたが、身体障害者でも知的障害がある人、知的障害者でも身体に障害がある人、高齢者では認知症の症状が多くみられるというように、ほとんどの入所者はひとつだけでなく複数の障害を併せ持っている。そのため歯科衛生士は広い視野で適切な指導を行うことが大切である。

またいずれの施設においても職員の協力は不可欠であり、口腔ケアの際には大きな役割を果たしている。言語障害のある人などは意思の疎通が難しく、職員に通訳をお願いする場面もある。歯科衛生士が関わるのは、月1回～2回と制限があり、次回まで継続して働きかけてくれるのは施設職員なので日頃の業務に口腔ケアが加わったことで負担をかけすぎないように配慮している。

以上のような歯科保健管理を行った結果、入所者の歯みがき習慣の定着や歯周病の改善がみられ、口内炎が減った、口臭が減った等の効果を入所者自身や施設職員に実感してもらうことができた。このことは職員の歯科保健への意欲を高める結果となり、「身体障害者療護施設みらい」では、平成15年7月に健康管理を担当している看護師が群療協施設職員県内研修で「求められる施設の医療ケア」として発表した。また、今年の歯科保健大会では高齢者歯科保健分野で、「特別養護老人ホームシルク」が「歯科専門職との連携による口腔ケアへの取り組み～合言葉はいつまでも自分の口で食べ続けられる喜びを～」と題して発表した。対象ではない入所者から「お口、見てください」と声がかかることもよくある。また2年～3年毎に施設職員の勉強会への講師派遣依頼が歯科医師会にあり、講話や実習を取り入れた研修を行っている。

口腔ケア実施回数と延べ人数

施設名		H13	H14	H15	H16	H17
身体障害者療護施設みらい	実施回数	6	32	6	23	11
	延人数	59	343	85	339	116
特別養護老人ホームシルク	実施回数	1	1	41	1	2
	延人数	50	47	48	60	65
妙義もみじ学園	実施回数	1	1	1	13	10
	延人数	60	59	59	119	76
指定介護老人保健施設かぶらの里	実施回数			1	1	1
	延人数			58	60	60
指定介護老人保健施設さわやかホーム	実施回数			1	1	8
	延人数			50	51	43
富岡市障害者福祉作業所つくし学園	実施回数					7
	延人数					73

### 4. 今後の課題

口から食べられなくなるとその人の体を衰弱させるだけでなく、心も荒廃してしまう。要介護者における誤嚥性肺炎予防と口腔衛生との間に注目すべき関係があり、口腔ケアによって40%前後の誤嚥性肺炎の予防効果を期待することができると言われている。

富岡甘楽歯科医師会は、口腔機能の維持増進をはかり、食べることを話すことに不自由を感じないよう施設での歯科健診、歯科保健指導を続けてきた。今後、施設での口腔ケアをより充実した事業とするためには、各施設に歯科衛生士が配置され、歯科医師会の歯科衛生士と協力し、さらに質の高い口腔ケアが実施できることが望ましいと思う。また介護予防の中の気道感染予防に口腔ケアが明記されたことで、施設に歯科衛生士が雇いあげられても十分な活躍が期待できると考えている。身近に専門家がいて、周りにサポートする組織があることで充実した歯科保健が提供できると思う。そのためには、歯科衛生士自身も各施設の要望に合わせた口腔ケアが実施できるように技術の向上に努めるとともに、他職種との連携を図れるよう歯科のみでなく多方面の知識の習得が必要である。

平成7年から施設入所者への歯科保健指導及び個別的な口腔ケアに関わるなかで、歯科衛生士として専門的な知識・技術を生かし、身体的にリスクを背負った人達が、せめて口腔内のリスクを併せ持つことがないよう今後も継続した支援を続けていきたいと考えている。